

1.利用料金

(1) 利用料金（1日あたり）

【単位：円】

利用者の要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費	1割負担	704	772	847	918	987
	2割負担	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974
	3割負担	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961
居住費		2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
食費		1,890	1,890	1,890	1,890	1,890
		朝食490円、昼食710円（おやつ含）、夕食690円 ※1食ごとの計算となります。				
自己負担額合計	1割負担	4,660	4,728	4,803	4,874	4,943
	2割負担	5,364	5,500	5,650	5,792	5,930
	3割負担	6,068	6,272	6,497	6,710	6,917

【要支援の方】

【単位：円】

利用者の要介護度		要支援1	要支援2
基本サービス費	1割負担	529	656
	2割負担	1,058	1,312
	3割負担	1,587	1,968
居住費		2,066	2,066
食費		1,890	1,890
		朝食490円、昼食710円（おやつ含）、夕食690円 ※1食ごとの計算となります。	
自己負担額合計	1割負担	4,485	4,612
	2割負担	5,014	5,268
	3割負担	5,543	5,924

※1 居室・食事にかかる費用の減免（前年度の所得による）

【単位：円】

利用者負担段階：第1段階		
<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方 ・預貯金等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下の方 ・生活保護を受給されている方 		
居住費	食費	算定単位
880	300	1日あたり
利用者負担段階：第2段階		
<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、年金収入と他の所得の合計額が年間80万円以下の方 ・預貯金等が単身で650万円以下、夫婦で1650万円以下の方 		
居住費	食費	算定単位
880	600	1日あたり
利用者負担段階：第3段階①		
<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、年金収入の年額が80万円超120万円以下の方 ・預貯金等が単身で550万円以下、夫婦で1550万円以下の方 		
居住費	食費	算定単位
1,370	1,000	1日あたり
利用者負担段階：第3段階②		
<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、年金収入額の年額が120万円超えの方 ・預貯金等が単身で500万円以下、夫婦で1500万円以下の方 		
居住費	食費	算定単位
1,370	1,300	1日あたり

※2 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

※3 その他の減免

項目	対象者	内容
被爆者援護法	被爆者健康手帳をお持ちの方	介護保険対象の利用料金が無料
生活保護法	生活保護受給者の方	
高額介護サービス費制度	1ヶ月の自己負担額（世帯単位）が一定の金額を超えた方	同じ世帯で介護サービスを受けた人が複数いる場合、その合計額

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	入所者が属する世帯の前年の収入が一定額未満の場合	社会福祉法人等利用負担軽減確認証の減額割合に基づき利用料を減額
---------------------	--------------------------	---------------------------------

(2) 加算

【単位：円】

加算名 / 算定要件 / 利用料	1割負担	2割負担	3割負担
機能訓練体制加算（1日当たり） 専従の機能訓練指導員を1名以上配置	12	24	36
夜勤職員配置加算（1日当たり）（※） （IV）ユニット型	1割負担 20	2割負担 40	3割負担 60
夜勤時間帯を通じ看護職員又は、認定特定行為業務従事者等喀痰吸引等業務の登録 <ul style="list-style-type: none"> ・夜勤を行う介護職員又は看護職員数が最低基準を0.9回以上上回っている場合 ・見守り機器を利用者数の10/100以上設置し、安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施 ・1日平均夜勤職員数：歴月ごとにおける夜勤時間帯における延べ夜勤時間数を当該月の日数に16を乗じて得た数で除し算定 			
認知症行動・心理症状緊急対応加算（1日当たり） 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり緊急と利用することが適当であると判断した場合 7日間を限度	1割負担 200	2割負担 400	3割負担 600
若年性認知症利用者受入加算（1日当たり） 受け入れた若年性認知症利用者ごとに 個別の担当者を定めている（認知症行動・心理症状緊急対応加算算定時は算定不可）	1割負担 120	2割負担 240	3割負担 360
送迎加算（片道当たり） 心身状態・家族事情等から送迎を行うことが必要と認められる方に居宅と事業所間の送迎を行う場合	1割負担 184	2割負担 368	3割負担 552
緊急短期入所受入加算（1日当たり） 緊急利用者を受け入れ場合 起算して7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない	1割負担 90	2割負担 180	3割負担 270

療養食加算（1食1回当たり、1日3回を限度） 医師の発行する食事箋に基づき提供された 適切な栄養量及び内容を有する糖尿・腎臓・肝臓・膵臓病食・胃潰瘍食・貧血食・ 脂質異常症食・痛風食及び特別な場合の検査食を提供したとき	1割負担	2割負担	3割負担
	8	16	24
サービス提供体制強化加算Ⅲ（1日当たり） 看護・介護職員の総数のうち常勤者の総数の割合が75%以上 ※限度額管理対象外	1割負担	2割負担	3割負担
	6	12	18
介護職員等処遇改善加算Ⅰ ※限度額管理対象外	基本サービス費に加算及び減算を加えた総額の14.0%		

(※) は要介護者の方のみ

(3) その他の料金

行事参加費、理美容費等は別途料金がかかります。

2.支払い方法

原則自動口座引き落としでのお支払いですが現金・銀行振込の場合はご相談ください。（手数料は自己負担）

項目	内容	回数等
自動口座引き落とし	当施設指定の金融機関の口座から引き落とし	月1回

※上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、一旦、利用料の全額を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することになります。

※お支払いいただく利用者負担金は、別表をご確認ください。